

## 多摩市指定管理者制度導入にあたっての方向性について

多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることなどを目的に、平成15年6月に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理方法が、「管理委託制度」から「指定管理者制度」に移行された。

本市が指定管理者制度を導入するにあたっての方向性を、ここに示すものである。

### 1 制度導入検討対象施設について

本市の以下の公の施設について、住民サービスの向上及び経費の節減の視点から、指定管理者制度（以下「制度」という。）の導入について検討を行う。

- (1) 既に管理委託を行っている施設
- (2) 直営管理施設
- (3) 新規に開設する施設

### 2 制度の導入時期について

既に管理委託を行っている施設の制度への移行は、平成18年9月1日までとされているため、原則、平成18年4月1日を導入時期とする。

直営管理施設についても、導入時期を含め、指定管理者制度への移行について検討する。

### 3 移行手続きについて

平成18年4月1日に移行するための手続は、以下の日程のとおり進めるものとする。

平成16年8月	制度導入の概要説明 施設の管理形態の検討 （公の施設の状況調査、施設所管課としての方向性の検討）
平成16年11月	導入施設の決定（経営改革推進委員会で審議） 移行手続きの検討 （業務範囲、募集方法、応募資格等）
平成16年12月	指定手続き条例提案
平成17年4月	募集要項・仕様書等の検討、作成
平成17年6月	公の施設設置条例の改正条例提案 募集 審査（選定委員会）
平成17年10月	選定
平成17年12月	指定の提案・議決 協定書締結
平成18年4月	指定管理者による管理開始

#### 4 管理形態の検討について

制度の導入にあたっては、施設の状況調査を実施し、施設所管課の検討結果を踏まえ、施設の管理形態について整理し、経営改革推進委員会の審議ののち、導入すべき施設を決定する。

##### (1) 検討の視点について

施設利用者への柔軟な対応、効率性、公平性、経費の節減、事業主体の有無など、以下の視点を総合的に勘案して、制度の導入について整理することとする。

##### ア 利用者サービスの向上

開館日、開館時間の拡大、業務の迅速性等サービス内容の充実や専門性、技術力などの事業者のノウハウの活用による利用者サービスの向上が期待できること。

##### イ 効率性の向上

効率的な運営による経費の削減が期待できること。

##### ウ 利用の公平性、平等性の確保

社会的弱者への配慮や個人情報の保護も含め、利用の公平性や平等性が確保できること。

##### エ 市民協働の推進

市民等の参加により地域の力を発揮し、地域ニーズに対応したサービス提供と市民協働の推進が図られ、より一層施設の設置目的や効果があげられること。

##### オ サービス提供主体の存在

民間事業者が既に事業を実施している施設であるなど、同様のサービスを提供できる事業者が存在すること。

##### (2) 検討の方向性について

##### ア 既に管理委託を行っている施設

原則として、制度へ移行するものとする。

##### イ 直営管理施設

人員配置及び財政状況を勘案しつつ、管理体制の見直しを進め、制度導入に向けた検討を行うものとする。

##### ウ 新規に開設する施設

施設の設置目的等を考慮のうえ、原則として制度を導入するものとする。

##### エ 複合的な施設

地区複合施設等、複合的機能を有する施設については、施設を一体としての制度への移行を原則に検討するものとする。ただし、効率性や効果性等が期待できる場合は、個別の施設単独での導入について検討するものとする。

#### 5 条例等の整備について

条例の形態は、指定手続きに関する共通的事項について一括して規定する条例を平成16年度内(平成16年12月)に定めるほか、制度を導入する個々の公の施

設の設置条例の改正（平成17年6月）を行うものとする。また、指定手続きに関する細目的事項については、規則、要綱等で整理するものとする。

(1) 指定手続きに関する条例に規定する統一的事項について

ア 指定の手続き

申請の方法及び選定基準等

(2) 公の施設の設置条例に規定する事項について

ア 管理の基準

休館日、開館時間、使用制限の要件等施設の利用に当たっての基本的な条件及び個人情報の取扱い

イ 業務の範囲

指定管理者が行う管理業務の具体的な範囲

ウ 利用料金制（利用料金制を導入する場合）

金額の範囲、算定方法等の基本的枠組み

6 指定管理者が行う業務について

指定管理者が行う施設の維持管理等の範囲については、概ね次のような業務に関し、それぞれの施設の目的や態様等に応じて設定するものとする。

この場合、公の施設の管理を包括的に代行する制度の趣旨から、すべての業務について管理を行うことが原則となるが、一部の業務について分離することが可能であり、効率的、効果的である場合においては、例外的に、管理業務の範囲に含めないことができるものとする。

(1) 指定管理者が行う業務

ア 施設の日常的な管理

施設の貸し出し管理、施設の清掃、設備の保守・点検、警備業務等。

イ 使用許可に関する業務

使用の許可、許可の取消し、使用料の徴収等。

ウ 事業の実施

自主事業を実施する場合における事業の企画、実施に関する業務

(2) 業務委託との整理

公の施設の管理を包括的に代行する制度の趣旨に基づき、現に従前の管理委託制度により行われている業務を含め、法解釈上、制度に該当するか、あるいは部分的な個別業務の業務委託として整理すべきものかを検証する。

7 指定管理者の選定手続きについて

(1) 指定管理者の募集

指定管理者の選定にあたっては、民間事業者を含め、原則として公募によるものとする。

ただし、施設の性格、設置目的等に照らして、募集に際し特別な資格等条件を付して公募を行うこと又は公募を行わず選定することができるものとする。

ア 公募による場合

民間の事業主体が活動する分野で、民間事業者の活用により、施設の一層の効率的運営が可能となり、利用者へのサービス向上と利用者への公平性が確保される場合は、公募により選定する。

イ 条件を付して公募する場合

施設運営に当たって資格等を必要とする場合は、応募者に対し資格等の一定の条件を付して募集する。

ウ 公募によらない場合

市民参画、市民協働の視点から地域団体等による施設管理が適当である場合等、特に必要と認められる場合は、公募によらず選定することができる。

(2) 選定の基準

選定にあたっては、複数の申請者からの事業計画書等の提出を受け、次の事項等について審査する。

ア 市民の平等利用が確保されること。

イ 施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。

ウ 管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

(3) 選定委員会の設置

公募により指定管理者を選定する場合は、公平性及び透明性の確保と説明責任を果たすため、各施設の所管部において、学識者、市民等を含む選定委員会を設置し、その審査を踏まえ、候補者を決定する。

8 指定期間について

施設の性格等に応じ、業務運営の効率性や安定性等を勘案し、概ね3年から5年を目安に、施設ごとに決定するものとする。

9 利用料金制の導入の検討について

利用料金制については、改正前の地方自治法においても、地方公共団体が適当と認めるときは、管理受託者にその管理する公の施設の利用に係る料金を管理受託者の収入として収受させることができるとされているが、今回の地方自治法の一部改正においても同様の利用料金制が規定されており、指定管理者の収入として収受させることができるとされている。

今回の制度の導入にあわせ、施設の性格、設置目的及び指定管理者へのインセンティブの付与等の観点から、利用料金制の導入についても検討する。